

## 天栄村SDG s 宣言制度「てんえいSDG s パートナー」実施要綱

### (制度の目的)

第1条 この要綱は、SDG s の理念に賛同し、本要綱で定める宣言を行い、SDG s の達成に向けた取組を進める企業、団体、教育機関等（以下「企業、団体等」という。）を「てんえいSDG s パートナー」（以下「SDG s パートナー」という。）として認定することにより、村とSDG s パートナーが連携して、村全体でSDG s を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDG s 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (2) SDG s 宣言 企業、団体等が自ら取り組むSDG s の17のゴールについて、村の指定する方法に従って宣言することをいう。

### (対象者)

第3条 本制度の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす企業、団体等とする。

- (1) 村内に本店、支店又は営業所等を有する企業、団体、個人事業主、教育機関等であること。
- (2) 反社会勢力及び公序良俗に反する団体等でないこと。
- (3) SDG s パートナーとして、村とともにSDG s の普及啓発活動及びSDG s の達成に向けて取り組む意欲があること。

### (SDG s 宣言)

第4条 SDG s 宣言を希望する企業、団体等は、天栄村SDG s 宣言書（様式第1号（以下「宣言書」という。））を村に提出するものとする。

- 2 村は、提出された宣言書の内容を確認し、SDG s パートナーとしての認定の可否を決定するものとする。
- 3 村は、前項の決定を行うにあたって必要と認めるときは、当該宣言書を提出した企業、団体等に対して、宣言書の内容について聞き取りを行うことができる。
- 4 宣言書の内容について、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣言として不適切なものとし、SDG s パートナーとして認定しないものとする。
  - (1) SDG s の達成に向けた取組でないもの。
  - (2) 特定企業等の広告を主目的としたもの。
  - (3) 第三者の権利（個人情報、著作権、肖像権等）を侵害する内容が含まれるもの。
  - (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
  - (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
  - (6) 政治性のあるもの。
  - (7) 宗教性のあるもの。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する内容として適切でないと認められるもの。

### (認定及び公表)

第5条 村は、前条の規定によりSDG s パートナーとして認定することを決定したと

- きは、当該企業、団体等にてんえいSDG s パートナー認定証を交付するものとする。
- 2 村は、前項の規定により認定証の交付を行ったときは、当該企業、団体等の名称及び宣言内容等を村広報誌及びホームページ等で公表するものとする。
  - 3 宣言企業、団体等は、宣言書を提出した時点で、前項の内容について公表されることに同意したものとする。
  - 4 SDG s パートナーに認定された企業、団体等は、自社又は自団体のホームページ等において、SDG s 達成に向けた取組内容の公表に努めるものとする。

(辞退)

第6条 SDG s パートナーは、村に提出した宣言書を取り下げようとするときは、天栄村SDG s 宣言取下げ申請書(様式第2号)に認定証を添付して、村に提出するものとする。

(認定の取消)

第7条 村は、SDG s パートナーが第3条に定める要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
  - (2) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき。
  - (3) 当該事業者等を認定することが、本制度の信用を著しく損なうとき、又は損なうおそれがあるとき。
  - (4) その他、村が必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により認定を取り消された企業、団体等は、速やかに認定証を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 8月 1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 天栄村SDGs宣言書

下記のとおり、SDGsの達成に向けて取り組むことを宣言します。

年 月 日

フリガナ						
企業・団体名						
フリガナ						
代表者名						
住所・所在地	〒					
フリガナ			TEL			
担当者氏名						
ホームページ URL						
SDGs宣言 スローガン						
めざすゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
	<input type="checkbox"/>					
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
	<input type="checkbox"/>					
	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
	<input type="checkbox"/>					
	ゴールの達成のための取組 (予定も可)					

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

## 天栄村SDGs宣言取下げ申請書

天栄村長

住 所：  
企業・団体名：  
代表者名：  
(企業等の場合)

天栄村SDGs宣言制度「てんえいSDGsパートナー」実施要綱第6条の規定により、下記のとおり取り下げます。

宣言年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
取下げ年月日	年 月 日
取下げの理由	

※てんえいSDGsパートナー認定証を添付すること。